

上田地域定住自立圏形成に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と嬭恋村（以下「乙」という。）は、上田地域定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づき中心市宣言を行った甲と、当該中心市宣言に賛同した乙が、定住自立圏を形成し、相互に役割を分担して定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し充実させ、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、別表に掲げる政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第3条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、連携、協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前項に規定する取組の推進のため、必要な費用が生じるときは、甲及び乙は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

（協定の変更）

第4条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

（協定の廃止）

第5条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第6条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成24年10月 9日

長野県上田市大手一丁目11番16号

甲 上田市

上記代表者 上田市長

上田市 熊川栄



群馬県吾妻郡嬭恋村大字大前110番地

乙 嬭恋村

上記代表者 嬭恋村長

嬭恋村 熊川栄



別表（第2条関係）

視点	分野	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
生活機能の強化	教育・文化	圏域の特性を生かした生涯学習の促進に向けた取組	公共施設の利用促進を図るため、サービスの拡充及び相互活用を進める。	・乙の住民の甲が設置する公共施設における利便性の向上及び利用促進に向けた取組の推進	・甲と連携した施設の活用及び利用促進に向けた取組の推進
	環境	豊かな森林環境の保全・整備、有害鳥獣対策に向けた取組	年々深刻化している野生鳥獣による農林業被害の軽減に向けて、圏域内市町村が連携した対策事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・乙と連携した、効果的かつ効果的な鳥獣被害軽減策の検討・実施 ・国・県への鳥獣被害防止対策事業に対する財政支援の要望 ・猟友会や行政機関等との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲と連携した、効果的かつ効果的な鳥獣被害軽減策の検討・実施 ・国・県への鳥獣被害防止対策事業に対する財政支援の要望 ・猟友会や行政機関等との連絡調整
	産業振興	圏域の知名度アップに向けた取組	広域的なモデルコースの作成など、誘客につながる広域観光の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・乙との連携による、圏域の交流人口増加に向けた周遊観光の基盤整備及び情報発信 	・甲との連携による、圏域の交流人口増加に向けた周遊観光の基盤整備及び情報発信
アンテナショップの共同設置について検討を行う。			<ul style="list-style-type: none"> ・アンテナショップの設置検討に係る会議の開催、検討内容の整理及び乙との連絡調整 	・甲が開催するアンテナショップの設置検討に係る会議への出席、情報収集及び連絡調整	
結びつきやネットワークの強化	地域交通	圏域内の幹線道路網等の整備促進に向けた取組	「上田地域30分(サンマル)交通圏構想」を中心とした渋滞緩和及び圏域内外との交流のための道路網整備を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・乙と連携し、期成同盟会を活用した関係機関への要望活動の実施等、整備促進に向けた事業展開 ・上田地域の骨格となる環状道路及び幹線道路並びにこれらを補完する甲の区域内の道路整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲と連携し、期成同盟会を活用した関係機関への要望活動の実施等、整備促進に向けた事業展開 ・上田地域の環状道路及び幹線道路へ接続する乙の区域内の道路整備
	定住促進	圏域内への定住促進に向けた取組	圏域内への人口定住を促進するため、都市部での各種PRの実施や、UJIターン希望者に対して、情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・定住促進に係る情報を集約した圏域のホームページ及び各種情報提供媒体の作成並びに甲の定住促進に関する情報を掲載したホームページの整備 ・その他定住促進に関する乙との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲が整備する定住促進に係るホームページに繋がる乙のホームページの整備並びに各種情報提供媒体の活用 ・その他定住促進に関する甲との連絡調整

<p>圏域マネジメント能力の強化</p>	<p>人材育成・交流</p>	<p>職員のマネジメント能力の強化に向けた取組</p>	<p>市町村の実情や業務ノウハウ等の情報交換・人的交流を行い、職員の資質向上並びに圏域全体の行政力の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乙の意向を踏まえた、合同職員研修会の企画立案及び実施 ・甲の職員相互派遣に係る該当部所の洗い出し及び乙の意向を踏まえた相互派遣の調整・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲が開催する合同職員研修会の企画立案及び運営に対する補佐並びに職員の参加 ・乙の職員相互派遣に係る該当部所の洗い出し及び甲の調整に基づく相互派遣の検討
----------------------	----------------	-----------------------------	--	---	---